

岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について

昭和61年7月1日

市告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第2項、第3条第1項及び第18条第2項の規定並びに岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）第4条及び第7条の規定に基づき、岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約、物品の製造及び修繕の請負契約、測量、建設コンサルタント業務等の委託、物品の買入れ、不用品の売払いその他の契約における一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加することのできない者)

第2条 次に掲げる者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 法人若しくは個人の事業者であつて、役員等（法人の役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する者並びに個人の事業主及び支配人をいう。）のうちに暴力団関係者（暴力団員、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配するもの
- (2) 岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）別表第11項第1号に該当することを理由として、本市から指名停止を受けた者
- (3) 指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号、第9項及び第11項第2号から第8号までのいずれかに該当することを理由として、本市から指名停止を受け、当該指名停止期間が満了していない者
- (4) 岡山市税（岡山市税に係る徴収金を含む。）を納付していない者

(5) 資格の審査を受ける日の属する月の直前12月以降に創業し、又は当該法人を設立した者。ただし、岡山市企業立地促進奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付を受けている者及び岡山市内に本社を有する者で、国、岡山県、岡山市又はこれらが出資している公的機関が実施する創業に係る助成金、補助金又は出資を受けているものを除く。

2 商法（明治32年法律第48号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による合併、会社分割又は組織変更等により営業若しくは事業（以下「営業」という。）を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

(1) 相続等により営業の全部を引き継いだとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を承継し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

(3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業の承継を受け、個人営業者となったとき。

(4) 合併により解散した会社の取締役又は社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。

(5) 会社が組織を変更し、他の種類の会社となったとき。

(6) 会社が営業の一部を会社分割により分離して、新たに会社を設立させ、又は現に存する会社にその営業を承継したとき。ただし、建設業許可の一部の業種に係る営業の分割を除く。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

3 前項の場合において、営業を承継した際現に前営業者が本市から承継した営業に関する第1項第2号又は第3号に掲げる理由による指名停止を受けているときは、承継人は前営業者の指名停止期間が満了するまで競争入札に参加することができない。

（競争入札に参加する者の資格及び審査基準）

第3条 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、岡山市内に建設業法第3条に基づく許可を有する営業所を有する者について、その施工能力に基づき、格付業種ごとに、土木工事、とび・土工・コンクリート工事、建築工事、大工工事及び

解体工事にあつては、特A上、特A下、A、B及びCの5等級に、その他の工事にあつては、特A、A、B及びCの4等級にそれぞれ区分し、併せて同一等級内における順位を定めるものとする。この場合における個々の施工能力の認定は、格付業種ごとの有効な最新の建設業法第27条の23の規定による経営事項審査に基づき算定された建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）に次に掲げる主観点数を加算した総合数値（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。以下同じ。）により行うものとする。ただし、事業協同組合に係る競争入札参加資格及び審査のための客観的審査事項に関する特例について（平成11年市告示第240号）第4条に基づいて特例計算を申請した組合の総合数値は、総合評定値が最上位の審査対象事業者の属する総合評定値上の格付等級区分の1級上位の等級に係る最高点数を限度とする。

- (1) ISO認証取得者（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）によつて認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの（定められたサーベイランス審査を受けていること）又は国際認定機関フォーラム（IAF）相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの（定められたサーベイランス審査を受けていること）をいう。ただし、付属書のみによる認証は除く。以下同じ。）のうちISO9000シリーズ認証取得者については、総合評定値の100分の4
- (2) ISO認証取得者のうちISO14000シリーズ認証取得者については、総合評定値の100分の2
- (3) 岡山市グリーンカンパニー活動ステップアップ部門登録者については、1点
- (4) 岡山市グリーンカンパニー活動ステップアップ部門認定者については、1点
- (5) 岡山市グリーンカンパニー活動環境活動評価プログラム部門登録者については、2点
- (6) 岡山市グリーンカンパニー活動環境活動評価プログラム部門認定者については、2点
- (7) 岡山市グリーンカンパニー活動エコアクション21登録者については、3点

- (8) 岡山市グリーンカンパニー活動エコアクション2.1認定者については、3点
- (9) 岡山市グリーンカンパニー活動ISO14000部門登録者については、4点
- (10) 岡山市グリーンカンパニー活動ISO14000部門認定者については、4点
- (11) 次条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に添付し、提出された建設業法第27条の29第1項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の規定に基づく通知書（以下「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」という。）に記載された技術職員については、次の基準に基づいて算定した点数
- ア 格付業種ごとに、次に掲げる1級技術職員の人数の区分に応じた点数
- | | |
|--------------|-----|
| 30人以上の者 | 30点 |
| 20人以上30人未満の者 | 10点 |
| 10人以上20人未満の者 | 5点 |
- イ 格付業種ごとに、次に掲げる種類ごとの点数にそれぞれ当該格付業種ごとの人数を乗じて得た点数を合計した点数。ただし、格付業種ごとに50点を上限とする。
- | | |
|----------------------|----|
| 1級技術職員1人当たり | 5点 |
| 監理技術者補佐又は2級技術職員1人当たり | 2点 |
| その他技術職員1人当たり | 1点 |
- (12) 建設業労働災害防止協会会員である者については、10点
- (13) 岡山市と災害時における防災協力に関する協定又は災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定を締結している団体（市長が別に定める提出要項（以下「提出要項」という。）に定められた団体に限る。）に加入している者については、10点
- (14) 岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証者については、4点
- (15) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業主で、障害者を法定雇用率以上の割合で雇用しているもの又は雇用状況の報告を義務付けられている事業主以外の者で、障害者を1人以上雇用しているものについては、4点
- (16) 岡山保護観察所に協力雇用主として登録されている者であって、前2年の期間内に同一の保護観察対象者等（更生保護法（平成19年法律第88号）第48条の保護観察対象者及び同法第85条第1項各号に掲げる更生緊急保護の対象者をいう。）を

継続して3月以上雇用したものについては、4点

(17) 岡山市消防団協力事業所として認定を受けた者については、4点

(18) 岡山市SDGs推進パートナーズとして登録された者については、4点

2 建設工事の請負契約に係る競争入札を除く競争入札に参加する者に必要な資格は、提出された書類により審査し、決定する。ただし、必要がある場合には、契約の種類ごとに履行能力に基づき等級に区分し、順位格付けをして定めることができる。

3 次の各号に掲げる者は、特別の理由がある場合を除き、前2項に規定する資格を有しないものとする。

(1) 登録、免許又は許可を営業の要件とする契約の種類について、当該登録、免許又は許可を受けていない者

(2) 建設工事の請負契約に申請する者で、次に掲げる者

ア 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

イ 継続して申請する場合は、申請時に有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、平均完成工事高のない者

ウ 継続して申請する場合以外の場合は、申請時に最新のものであつて、かつ、第5条第2項に規定する有資格者名簿登載時に有効なものを含む連続する2期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のいずれかにおいて、平均完成工事高のない者

(資格審査の申請)

第4条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる契約の種類ごとに、提出要項に従い、提出要項に定める受付時期（以下「申請月」という。）に入札参加資格審査に係る新規の申請（以下「新規申請」という。）又は有資格者名簿登載期間延長の申請（以下「更新申請」という。）をしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(1) 建設工事の請負契約

(2) 測量、建設コンサルタント業務等の委託の契約

(3) 物品の製造及び買入れ並びに不用品の売払いの契約

(4) 食料品の買入れの契約

(5) 役務の提供その他の契約

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、随時に入札参加資格審査の申請をすることができる。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に参加する場合

(2) 第2条第1項第5号ただし書に規定する者が、新たに競争入札に参加する場合

3 市長は、特に必要があると認めたときは、申請月以外の時期に必要な書類を提出させることができる。

（資格審査の結果の通知及び資格の有効期間）

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の申請があつたときは、申請の内容を審査し、資格の有無を決定し、インターネット上の市のホームページに掲載することにより、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、競争入札に参加する資格を有すると認めた者については、有資格者名簿に登載するものとする。ただし、前条第2項第1号の規定により、競争入札に参加する資格を有すると認めた者については、特定調達契約に係る競争入札に限定した有資格者名簿に登載するものとする。

3 前項の規定により、有資格者名簿に登載された者（以下「競争入札有資格者名簿登載者」という。）については、名称等を記載した文書をインターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供することにより公表するものとする。

4 競争入札有資格者名簿登載者に係る資格の有効期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(1) 新規申請にあつては、申請月の2月後の初日から岡山市に登録してある競争入札有資格者名簿登載者の決算日の属する月の翌月から起算して1年6月を経過した月（以下「更新期限月」という。）の月末まで。ただし、競争入札有資格者名簿登載者が、登載されている種類以外の種類の契約に係る新規申請を行う場合で、双方の更新期限月が異なるときの資格の有効期間の終期は、直近の更新期限月の月末まで

(2) 更新申請にあつては、申請月の翌月の初日から次回更新期限月の月末まで

5 前項の有効期間にかかわらず、第2項ただし書に規定する競争入札有資格者名簿登載者に係る資格の有効期間については、資格を有すると認めた日から当該年度の3月31日までとする。

6 前2項の有効期間にかかわらず、指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号、第9項及び第11項第1号から第8号までのいずれかに該当することを理由として、本市から指名停止を受けたときは、直ちに有資格者名簿から削除するものとする。

(変更の届出等)

第6条 第4条の規定による申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたときは、次条の規定に該当する場合を除き、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は受任者
- (3) 所在地、電話番号及びファクシミリ番号
- (4) 実印又は使用印鑑
- (5) 資本金
- (6) 組織
- (7) 許可又は登録の内容
- (8) その他提出要項における申請事項

2 市長は、前項の規定による届出により、又はその他の方法による事実認定により、必要があると認めるときは、前条の規定により定めた資格を変更することができる。

(辞退の届出)

第6条の2 競争入札有資格者名簿登載者は、次に掲げる場合には、速やかに競争入札に参加する資格の辞退届を市長に提出しなければならない。この場合において、辞退届を提出した際、第5条の有効期間が残存している場合は、当該期間が経過するまでは、新規申請を行うことはできないものとする。

- (1) 全部の業種の廃業をしたことにより、建設業法第12条に規定する廃業等の届出を行つたとき。

(2) 前条第1項第7号の内容の変更により、第5条第1項の資格を有しなくなつた者であつて、更新申請を行わないことが明らかであるとき。

(建設工事の発注基準等)

第7条 競争入札（建設工事の請負に係るものに限る。以下この条において同じ。）における建設業者に対する各等級別の発注の基準となる金額は、別表第1のとおりとする。ただし、当該競争入札が、共同請負制度を適用する特定建設工事である場合は、当該工事の許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものをいう。）に各構成員の出資比率を乗じて得られた金額に該当する別表第1の発注の基準となる金額をもつて、各構成員の等級を判断するものとする。

2 指名競争入札における建設業者の選定は、格付けされた建設業者の中から別表第1の等級区分に従い行うものとする。

3 次に掲げる工事については、前2項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) その他市長が特殊な事情があると認める工事

4 指名業者数の基準は、別表第2のとおりとする。ただし、特殊建設工事又は特別の事由のある場合の業者数は、この限りでない。

(指名業者の選定における留意事項)

第8条 建設業者の指名選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 経営能力及び不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 技術者の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事の施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働管理の状況

(9) 地場産業の振興

2 建設業者以外の業者の指名選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 発注状況、経営状態等による債務履行能力の現状把握
- (2) 当該債務の履行場所その他の地理的条件
- (3) 不誠実な行為の有無

(協同組合等が入札に参加する場合の制限)

第9条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に定める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）については、当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は、同一の競争入札に参加することができないものとする。

(有限責任事業組合に関する特例)

第10条 有限責任事業組合が、競争入札に参加しようとする場合については、提出要項に定める必要書類の一部を組合員全員から徴取するものとする。特定調達契約に係る競争入札に参加しようとする場合についても同様とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、入札参加資格、審査手続等については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 指名競争入札参加者の資格に関する規程（昭和51年市告示第73号）は、廃止する。

(経過措置)

3 第4条に規定する隔年の取扱いの初年は、昭和62年とする。

4 御津町及び灘崎町の編入の日の前日において編入前の御津町競争入札参加者の資格に関する規程（昭和57年御津町規程第2号。以下「御津町資格規程」という。）及び編入前の灘崎町競争入札参加者に関する要綱（平成13年灘崎町告示第20号。以下「灘

崎町資格要綱」という。)の規定に基づき競争入札に参加する資格を有する者は、平成17年6月30日までの間、この告示の規定に基づき競争入札に参加する資格を有する者とみなす。

- 5 岡山市御津支所及び岡山市灘崎支所の所管区域内における工事（市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年市条例第26号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約に係るものを除く。）のうち、平成18年6月30日までに発注されるものに係る発注及び建設業者選定の基準については、この告示の規定にかかわらず、それぞれ編入前の御津町財務規則（平成8年御津町規則第11号）、編入前の御津町工事執行規則（平成10年御津町規則第14号）及び御津町資格規程並びに編入前の灘崎町財務規則（昭和55年灘崎町規則第4号）、編入前の灘崎町工事執行規則（昭和61年灘崎町規則第1号）及び灘崎町資格要綱の例による。
- 6 建部町及び瀬戸町の編入の日の前日において編入前の建部町建設工事等競争入札参加資格審査規程（平成17年建部町訓令第4号）、編入前の建部町物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加資格に関する規程（平成18年建部町訓令第4号）及び編入前の瀬戸町指名競争入札参加資格審査規程（平成12年瀬戸町訓令第12号）の規定に基づき競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年6月30日までの間、この告示の規定に基づき競争入札に参加する資格を有する者とみなす。

附 則（平成2年市告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年市告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年市告示第147号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年市告示第251号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年市告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年市告示第34号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年市告示第 1 5 6 号）

この告示は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年市告示第 3 4 5 号）

この告示は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年市告示第 8 1 号）

1 この告示は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 1 2 年度において、改正後の第 4 条第 1 項ただし書の規定によりされる申請については、同項の規定にかかわらず、入札参加資格申請書配布等収入領収済証の添付を要しない。

附 則（平成 1 2 年市訓令甲第 4 1 号）

この訓令は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年市告示第 3 7 0 号）

この告示は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年市告示第 1 2 3 号）

この告示は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年市告示第 3 9 7 号）

この告示は、平成 1 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年市告示第 5 0 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年市告示第 4 6 4 号）

この告示は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 7 条の規定については、同日以降に発注する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成 1 5 年市告示第 2 1 3 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 5 年市告示第 4 4 1 号）

この告示は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 の規定については、同日以後に発注する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成15年市告示第548号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年市告示第255号）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後行われる入札参加資格審査の申請の内、当該申請の際において現に建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定による総合評定値の通知を受けていない者に係るものについては、この告示による改正後の第3条から第4条までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成16年市告示第471号）

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年市告示第274号）

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年市告示第883号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年市告示第1079号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市告示第769号）

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年市告示第1168号）

この告示は、平成18年12月1日から施行し、同日以降に入札する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成18年市告示第1380号）

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年市告示第74号）

この告示は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成19年市告示第764号）

この告示は、平成19年7月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に発注する建設工事について適用する。

附 則（平成20年市告示第218号）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（以下「新規程」という。）第4条及び第5条（第4項第1号を除く。）の規定は平成20年6月30日以降に行われる資格審査の申請について、第5条第4項第1号及び第5条の2の規定は平成20年10月1日以降に行われる資格審査の申請について適用する。
- 3 この告示の施行の際、改正前の岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（以下「旧規程」という。）第4条第1項第2号から第5号までの規定に基づき資格審査の申請を行い、旧規程第5条第2項の規定に基づき現に有資格者名簿に登載されている者は、新規程第5条第4項の規定にかかわらず、平成20年10月1日以降の最初の更新期限月の月末までの間、この告示の規定に基づく競争入札に参加する資格を有する者とみなす。
- 4 この告示の施行の際、旧規程第4条第1項第1項の規定に基づき資格審査の申請を行い、旧規程第5条第2項の規定に基づき現に有資格者名簿に登載されている者の等級格付は、新規程第5条の2の規定にかかわらず、有効期間を平成22年3月31日までとみなす。

附 則（平成20年市告示第514号）

この告示は、平成20年7月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に発注する建設工事について適用する。

附 則（平成20年市告示第831号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年市告示第289号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市告示第799号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年市告示第16号）

この告示は、平成22年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に発注する建設工事について適用する。

附 則（平成22年市告示第240号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市告示第906号）

1 この告示は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第5条第4項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号に規定する契約に係る更新期限月が平成23年3月から同年12月までの間にある者であつて、同年1月7日から同年1月31日までの間に等級格付を申請したものに対する第5条の2第1項から第3項までの規定については、なお従前の例による。

附 則（平成23年市告示第252号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市告示第920号）

この告示は、平成24年1月1日から施行し、改正後の岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成25年市告示第130号）

この告示は、平成25年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成26年市告示第120号）

この告示は、平成26年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成27年市告示第305号）

この告示は、平成27年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成27年市告示第707号）

この告示は、平成27年7月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成29年市告示第176号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、同日以

後に申請するものから適用する。

附 則（平成30年市告示第164号）

この告示は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成30年市告示第929号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項及び第5条第4項の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（平成31年市告示第85号）

- 1 この告示は、平成31年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定に基づく解体工事の等級格付に関する手続きは、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の第3条第1項の解体工事に関する規定は、施行日以後に等級格付するものから適用し、施行日前に等級格付するものについては、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の規定は、施行日以後の公告又は通知に係る契約から適用し、施行日前の公告又は通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和元年市告示第588号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第2条第3項の規定は、同日以後に第4条第1項又は第2項の申請をするものから適用する。

附 則（令和3年市告示第164号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、同日以後に申請するものから適用する。

附 則（令和3年市告示第198号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年市告示第863号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号及び第11号イの改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条第1項第18号の規定は、この告示の施行の日以後に申請するものについて適用する。

附 則（令和6年市告示第189号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年市告示第214号）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の1及び別表第2の2の規定は、この告示の施行の日以後の公告又は通知に係る契約について適用し、同日前の公告又は通知に係る契約については、なお従前の例による。

別表第1(第7条関係)

(単位千円)

等級	土木工事		とび・土工・コンクリート工事		建築工事 大工工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特 A 上	1060点以上	100,000以上	1060点以上	80,000以上	1120点以上	100,000以上
特 A 下	1060点未満	300,000未満	1060点未満	400,000未満※	1120点未満	400,000未満※
	920点以上	50,000以上	920点以上	300,000以上 300,000未満 40,000以上	900点以上	300,000以上 300,000未満 50,000以上
A	920点未満	100,000未満	920点未満	200,000未満※	900点未満	300,000未満※
	770点以上	25,000以上	770点以上	100,000以上 100,000未満 15,000以上	750点以上	200,000以上 200,000未満 15,000以上
B	770点未満	50,000未満	770点未満	80,000未満	750点未満	100,000未満
	670点以上	3,000以上	670点以上	4,000以上	650点以上	4,000以上
C	670点未満	25,000未満	670点未満	40,000未満	650点未満	50,000未満

(単位千円)

等級	解体工事	
	総合数値	発注の基準となる金額
特 A 上	1060点以上	80,000以上
特 A 下	1060点未満	400,000未満※
	920点以上	300,000以上 300,000未満 40,000以上
A	920点未満	200,000未満※
	770点以上	100,000以上 100,000未満 15,000以上
B	770点未満 670点以上	80,000未満
C	670点未満	40,000未満

注：※印の金額帯のとび・土工・コンクリート工事，建築工事，大工工事及び解体工事については，ISO9000シリーズ認証取得者に限る。

(単位千円)

等級	電気工事		管工事 水道工事		舗装工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特A	920点以上	20,000以上	910点以上	20,000以上	1080点以上	20,000以上
A	920点未満	200,000未満	910点未満	200,000未満	1080点未満	6,000以上
	810点以上	10,000以上	770点以上	10,000以上	790点以上	
B	810点未満	60,000未満	770点未満	60,000未満	790点未満	20,000未満
	710点以上		680点以上		690点以上	4,000以上
C	710点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満	690点未満	10,000未満

(単位千円)

等級	造園工事		機械器具設置工事 塗装工事 防水工事 電気通信工事 鋼構造物工事		その他工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特A	860点以上	20,000以上	860点以上	4,000以上	860点以上	0以上
A	860点未満	200,000未満	860点未満	200,000未満	860点未満	200,000未満
	760点以上	10,000以上	740点以上		740点以上	
B	760点未満	60,000未満	740点未満	60,000未満	740点未満	60,000未満
	700点以上		680点以上		680点以上	
C	700点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満

別表第2（第7条関係）

1 土木工事，建築工事，電気工事，管工事，その他の工事（舗装工事を除く。）

許容価格	指名業者数
共同企業体で指名する場合	15企業体以上
500,000千円以上	20社以上
250,000千円以上 500,000千円未満	15社以上
150,000千円以上 250,000千円未満	14社以上
80,000千円以上 150,000千円未満	12社以上
40,000千円以上 80,000千円未満	10社以上
40,000千円未満	7社以上

2 舗装工事

許容価格	指名業者数
6,000千円以上	7社以上
6,000千円未満	6社以上

注： 許容価格とは，地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい，消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。